

柏市健康アプリ構築・運用保守業務委託に係るプロポーザル方式募集要領

1 当該委託等の目的、概要

(1) 目的

市民が楽しみながら自身の健康管理に取り組むことができる環境を実現し、市が適切なポイントを付与することで行動変容及び継続性への支援の仕組みを確立するため、高い操作性とポイント付与を含む効果的な運用の提案を求めることを目的とする。

(2) 業務概要

デジタル庁が公開しているデジタル田園都市国家構想交付金の健康アプリモデル仕様書に適合する健康アプリの構築及び運用保守を行うもの。

※当該交付金の申請にあたっては、柏市が事業者と委託契約を締結し、事業者が構築・保守を行う健康アプリを用いて柏市が健康施策を実施する形態で申請しているため、それに沿ったサービスを提供すること（事業者が主体となって健康アプリを運用する「補助事業」の形態ではない）

(3) 予定契約期間

令和6年8月～令和8年3月31日

ア 本調達契約・構築開始	令和6年 8月
イ 運用テスト開始	令和6年12月
ウ アプリ先行稼働開始（一部利用者）	令和7年 1月
エ アプリ本格稼働開始	令和7年 4月

(4) 予定金額（上限金額）

令和6年度 19,338千円（消費税及び地方消費税を含む）

令和7年度 27,148千円（消費税及び地方消費税を含む）

（令和7年度は債務負担としている）

2 参加資格

参加資格を有する者は、公募日から契約締結の日までにおいて、次の要件の全てを満たす者とする。

- (1) 納税義務がある場合は必要な申告などを行っていること及びその場合において主たる事業所を有する所在地に係る地方税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生の手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生の手続きの申立てがなされている者に該当しないこと。
- (4) 柏市建設工事請負業者等指名停止要領（昭和62年4月1日制定）に基づく指名停止又は柏市入札契約暴力団対策措置要領（平成26年12月18日制定）に基づく指名排除を受けていないこと。
- (5) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者または公募日前6ヶ月以内に手形もしくは小切手を不渡りにした者に該当しないこと。
- (6) デジタル庁が公開しているデジタル田園都市国家構想交付金の健康アプリモデル仕様書に適合する健康アプリを提供していること。
- (7) ポイント付与機能のある健康アプリ（ウォーキングアプリ、フレイル予防アプリ等）を自治体に提供した実績があること。
- (8) 以下に示す資格のいずれかを有していること。

- ア I SMS 適合性評価制度における認証
- イ プライバシーマーク

3 全体スケジュール

内容	実施日
公募開始	令和6年4月26日(金)
参加意思表示提出期間	令和6年4月26日(金)～5月13日(月)
参加資格要件確認結果通知	令和6年5月16日(木)
質疑受付期間	令和6年5月16日(木)～23日(木)
質疑書に対する回答期限	令和6年5月31日(金)
提案書等の提出締切	令和6年6月14日(金)
プレゼンテーション審査日時通知	令和6年6月19日(水)
プレゼンテーション審査	令和6年6月25日(火)
プロポーザル方式結果通知	令和6年6月28日(金)
契約日(予定)	令和6年8月1日(木)

※各実施日は特段の事情が生じた場合は変更することがある

4 参加意思表示について

(1) 期限

令和6年5月13日(月) 午後5時まで(必着)

(2) 提出書類

- ア 様式1 参加意思表示書
- イ 様式2 暴力団排除に係る誓約書
- ウ 様式3 機密保持に関する確認書
- エ 様式4 サービス提供形態に関する確認書
- オ 様式5 業務実績届出書
- カ 本要領第2項第1号(2(1))を証する書類
(主たる事業所の所在地に係る都道府県税及び市町村税の納税証明書(未納でないことを証明するもの。3か月以内に発行されたもの。写しで可。))
- キ 本要領第2項第7号(2(7))を証する書類の写し(実績を示す仕様書, 契約書の写し等)
- ク 本要領第2項第8号(2(8))を証する書類の写し(I SMS 適合性評価制度認証, プライバシーマーク)
- ケ 提供する健康アプリのダウンロード方法がわかるもの(自由様式)

(3) 提出先及び提出方法

- ア 電子メールに提出書類9点を添付のうえ, 次のメールアドレス宛に送信すること
メールアドレス: propo-knkapp@city.kashiwa.chiba.jp
- イ メールの件名は「【健康アプリ】プロポーザル参加意思表示書等の提出について(〇〇←会社名)」とすること。
- ウ 提出書類のうち様式1から4までには全て押印のうえ, スキャナ等を使用しPDF形式(白黒でも可)に変換すること。
- エ 柏市でメールの受信と添付ファイル(提出書類)の確認ができれば, 提出日の午後5時までに受信した分は, 午後5時15分までにその旨を返信する。なお, 同日午後5時15分を過ぎても柏市から返信メールが届かない場合は, 事務局(04-7167-2318)北村・阿部あてに電話にて確認すること。

オ 提出書類のうち様式1から4までの原本は、メールによる提出後5月15日（水）までに郵送すること（必着）

郵送先：277-0005

千葉県柏市柏五丁目8番12号 教育福祉会館

柏市健康医療部地域包括支援課 地域ケア推進担当 北村宛て

(4) 参加の可否

参加資格の審査を行い、参加の意思表示をした全ての者に対して、参加の可否を令和6年5月16日（木）までにメールにより連絡する。

5 質疑について

(1) 質疑方法

ア 質疑書（様式6）を電子メールで事務局宛てに送付すること。

イ メールの件名は「【健康アプリ】プロポーザルに関する質疑について」とすること。

ウ 送付先：propo-knkapp@city.kashiwa.chiba.jp

エ 送付した際は、事務局（04-7167-2318）北村・阿部あてに電話し到着確認をすること。

オ 評価等に影響をおよぼすおそれがある質問（参加業者数・参加業者名・選定委員等）についての質問は受けない。

(2) 質疑期間

令和6年5月16日（木）から令和6年5月23日（木）（午後5時）まで。

(3) 回答方法

令和6年5月31日（金）までに、参加の意思を表明した全ての者（辞退した者は除く）に対して質疑とその回答を電子メールにより随時連絡する。

(4) 留意事項

参加資格があると認められたもののみ質疑を提出することができるものとする。

6 辞退について

(1) 参加意思表明書の提出後、本プロポーザル方式を辞退する時は、辞退届（様式7）を令和6年6月19日（水）までに電子メールに添付の上提出（送信）すること。また、メールによる提出後、原本（紙）を令和6年6月24日（月）（必着）までに郵送すること。なお、本市にメールが到着した場合において、参加の辞退は、撤回することができない。

(2) メールによる提出先

メールアドレス：propo-knkapp@city.kashiwa.chiba.jp

メールの件名は「【健康アプリ】プロポーザル辞退届の提出について（〇〇←会社名）」とすること。

(3) 郵送による提出先

郵送先：277-0005

千葉県柏市柏五丁目8番12号 教育福祉会館

柏市健康医療部地域包括支援課 地域ケア推進担当 北村宛て

(4) 企画提案書の提出期限を超過しても提出がない場合又は企画提案書を提出した者がプレゼンテーション審査に出席しなかった場合は、参加を辞退したものとみなす。

7 提案書及び参考見積書の作成と提出

(1) 提案書の作成

ア 提出書類は別添「企画提案提出書類一覧」のとおりとする。

イ 別添「柏市健康アプリ構築・運用保守業務委託に係るプロポーザル方式審査基準」の項目に沿って記載すること。

ウ イの企画提案のうちアピールポイント（独自提案）については次のとおりとする。

以下のA～Gのテーマの内から2つまで選択し、仕様書の調達目的の趣旨に合うと思われる順に、アピール①・②として独自提案を記載すること。ただし、独自提案を実現するために追加の費用を要する場合は、その金額を見積書（様式10）には含めずに明記し、事業者の負担で今後実装する予定の場合は、その旨を記載すること。

A ウォーキング等の機能要件一覧に記載のもの以外で、本市市民の健康増進及び健康寿命延伸に寄与するコンテンツの提案。

B 利用者の年代別に、異なる目標設定及びポイント付与率等を設定でき、機能を分けられるという提案。

（例）65歳未満は1日8,000歩達成で10ポイント、65歳以上は1日6,000歩達成で20ポイント。

C 本市市民以外の利用者（たとえば本市在勤の者）も同様のコンテンツを利用でき、本市市内の事業所の健康づくり活動の活性化を図る提案。ただし、本市市民以外にはインセンティブと交換可能なポイントを付与しないものとする。

D 現行の「かしわフレイル予防ポイント制度」利用者を、円滑にアプリに移行させる提案。

E 利用者がアプリのコンテンツを利用することで、健（検）診受診率を向上させるための提案。機能要件一覧の内容に含まないものでも可とする。

F マイナポータルAPI連携により取得したデータと、アプリのコンテンツを活用し、リスクシミュレーション等の提案

G アプリのコンテンツの利用促進を図るようなゲーミフィケーションの提案。

（例）バーチャルウォークラリー、アバター（キャラクター）育成、スタンプ獲得

(2) 参考見積書・内訳書の作成について

ア 本業務を受託した場合の参考見積書を作成すること。見積書（様式10）には、直接人件費・諸経費の別、及び人件費に関しては職種ごとの単価と工数（人日）がわかるように記載した内訳書（様式11）を添付すること。

イ 見積額は、本要領第1項第4号（1(4)）に記載の予定金額（上限金額）を越えることはできないこととする。

(3) 部数

紙媒体で8部（正本1部 副本7部）を提出するものとする。ただし、印が必要となるものについては、正本に原本を提出し、副本は写しで可とする。なお、各書類の作成にあたり別添「企画提案提出書類一覧」を確認すること。

(4) 提出期限及び方法

ア 持参の場合

令和6年6月14日（金） 午後5時まで（必着）

柏市健康医療部地域包括支援課窓口（教育福祉会館1階）

イ 郵送の場合

令和6年6月14日（金）（必着）

郵送先：277-0005

千葉県柏市柏五丁目8番12号 教育福祉会館

柏市健康医療部地域包括支援課 地域ケア推進担当 北村宛て

ウ 持参、郵送に関わらず、提案書の電子データを令和6年6月14日（金）までに次のメールアドレス宛に送信すること。

メールアドレス：propo-knkapp@city.kashiwa.chiba.jp

8 プレゼンテーション

(1) 日付

令和6年6月25日（火）

(2) 場所

ウェルネス柏 4階研修室

(3) 実施時間

50分以内とする（目安：説明25分＋質疑25分，セッティング・撤去に係る時間を含む）。

(4) 人数

契約した際の責任者（担当者）を含め3名以内とする。

(5) 貸出物品

机・椅子・プロジェクター（HDMI）・スクリーンとする。それ以外の物品については、提案者の負担において用意すること。

(6) 方法

ア 提案順序は、本市がくじ引きにより決定し、令和6年6月19日（水）までに集合時間及び開始時間をメールにて連絡する。

イ 説明資料は企画提案書中のものとし、プレゼンテーション用の追加提出は認めない。

(7) その他

企画提案者が1者の場合においても、プレゼンテーション審査を実施する。この場合において、最優秀提案者として適当でないと認められるときには、最優秀提案者として選定しないことがある。

9 審査基準

別添「柏市健康アプリ構築・運用保守業務委託に係るプロポーザル方式審査基準」を参照すること。

10 審査方法及び選定方法

(1) 審査方法

ア 最優秀提案者の審査は、柏市プロポーザル方式選定委員会（柏市健康アプリ構築・運用保守業務委託）における、プレゼンテーション審査によるものとする。

イ 審査は、1,000点を満点として以下の基準で評価し、総合的に判断する。

- ・プレゼンテーション評価点900点（企画提案書及びプレゼンテーション）
- ・価格評価100点（見積金額）

(2) 選定方法

ア 総合評価点数が最も高い提案者を最優秀提案者として選定する。

イ 最高合計点数の提案者が複数いた場合については、委員長の点数が高い提案者を選定する。その際、同点だった場合については、選定委員会の協議により、提案者を選定する。

(3) 最優秀提案者の繰上げ

審査後、最優秀提案者が失格となった場合又は辞退をした場合は、審査結果が上位の次点提案者を繰上げし、最優秀提案者とする場合がある。

11 プロポーザル方式結果通知

プロポーザル方式結果は、令和6年6月28日（金）までに参加した業者に対し通知する。

1 2 結果公表

プロポーザル方式結果は、令和6年7月1日（月）までに、柏市オフィシャルウェブサイトで公表する。

1 3 契約手続き

- (1) 最優秀提案を踏まえた仕様書を作成し、最優秀提案の提案者と見積り合わせの上、契約を締結する。なお、本プロポーザルにおいて提案者が提案した業務実施体制を満たす見込みがないと柏市が判断した場合は、契約を締結しないことがある。その場合、次点提案者を繰上げし、最優秀提案者とする場合がある。
- (2) 本案件に参加した者を下請負業者（2次、3次等の下請負業者を含む。）としてはならない。ただし、特殊な技術を必要とする場合、緊急性がある場合、時価に比して著しく有利な価格で契約が締結できる場合等の特別な理由がある場合で、本市の承諾を得た場合を除く。

1 4 留意事項

- (1) 提出書類及びプレゼンテーションについて
 - ア 本プロポーザル方式に係る費用については、全て提案者の負担とする。また、提出した書類は返却しない。なお、提出書類及びプレゼンテーションに用いる資料中に、提案書等の提出者以外の知的所有権等の権利に係る文章・写真・絵・図・表・映像・音楽等が含まれるときは、提案書等の提出者の費用負担と責任において、あらかじめ、当該知的所有権等の権利を有する者の許諾を得るものとする。
 - イ 柏市情報公開条例（平成12年柏市条例第4号）に基づく開示請求があった場合は、その対象とする。
 - ウ 本件プロポーザル以外の目的に使用することはない。
- (2) 提案者が失格となる場合
 - ア 参加資格要件を1つでも満たさないことが判明したとき。
 - イ 見積書（様式10）の金額と、見積金額内訳書（様式11）の総額（税込）が一致しないとき。
 - ウ 見積金額が本要領第1項第4号（1(4)）の予定金額を上回っているとき。
 - エ 機能要件一覧（様式13）の必須機能に△か×があるとき。
 - オ 異なる提案を複数提出したとき。
 - カ 提出書類の記載に虚偽又は不正があったとき。
 - キ 提出書類に記載すべき内容の記載がなかったとき。
 - ク その他、提案書等の提出に際して不正な行為があったとき又はこの募集要領に定める手続きによらなかったとき。
- (3) その他
 - ア このプロポーザルに参加しなかった場合または参加意思表示の後、審査結果通知の前までに辞退した場合であっても、今後の入札等において不利な扱いをすることはない。
 - イ 交通渋滞・通行止め等の道路事情、公共交通機関の遅延・運休等、郵便事故、電子メールの通信事故等については、本市はいかなる責任も負わない。

1 5 事務局

- (1) 担当部署
柏市健康医療部地域包括支援課 担当：北村・阿部

(2) 連絡先

〒277-0005 千葉県柏市柏五丁目8番12号 教育福社会館

電話番号：04-7167-2318（直通）

Eメールアドレス：propo-knkapp@city.kashiwa.chiba.jp

(3) 受付時間

受付は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日の午前9時から午後5時までとする。

(別添)

柏市健康アプリ構築・運用保守業務委託に係るプロポーザル方式審査基準

1 趣旨

この基準は、柏市健康アプリ構築・運用保守業務委託に係るプロポーザル方式に対する提案を審査し、最も優秀な提案を行ったと認められる者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 最優秀提案者の決定方法

最優秀提案者の決定については、本基準に基づくものとする。

3 評価対象

- (1) 評価方法は、価格評価及びプレゼンテーション評価による総合評価とする。
- (2) 価格評価は、見積価格を評価して採点する。
- (3) プレゼンテーション評価は、企画提案書及びプレゼンテーションによる提案内容を評価して採点する。

4 評価方法

(1) 評価方法

下記の総合評価基準により、総合評価点数を決定する。

- ・総合評価点数＝価格評価点＋プレゼンテーション評価点
- ・価格評価点の満点は100点、プレゼンテーション評価点の満点は900点とし、合計点数（＝総合評価点数）の満点は1,000点とする。

(2) 価格評価点【満点：100点】

価格評価の採点基準は、次のとおりとする。

・価格評価点 = 配点（100点）× $\frac{a-x}{a}$

(x＝提案金額（税込），a＝提案上限額 とする。)

※小数点第1位を四捨五入したものを最終価格評価点とする。

(3) プレゼンテーション評価点【満点：900点】

プレゼンテーション評価の採点は、次のとおりとする。

- ・最終プレゼンテーション評価点

＝出席選定委員のプレゼンテーション評価点合計÷出席選定委員数

※小数点第1位を四捨五入したものを最終プレゼンテーション評価点とする。

- ・評価項目は以下のとおりとする。

項番	項目名	配点	審査のポイント・視点
1	会社概要・業務実績	30点	・受注者としての信頼性が確保されているか ・自治体へのアプリ提供実績が豊富であるか
2	見積金額の内訳根拠	20点	・人件費の単価は適切であるか ・業務量に応じた工数が積算されているか
3	契約更新時の参考見	20点	・利用者数の推計に基づいて積算され

	積額		<p>ているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務量に応じた工数や人件費単価などを用いた内訳根拠が提示されているか ・提示された内訳根拠及び金額が妥当であるか
4	スケジュール・人員体制	20点	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書を実現するための導入スケジュール・人員体制が明確に示され、実現可能か ・本市の作業負担を考慮しているか
5	機能要件一覧	300点	<ul style="list-style-type: none"> ・◎を3点，○を2点，△を1点，×を0点とし，以下の式で算出する 点数（小数点以下四捨五入）＝全項目の合計点÷（全項目数×3）×配点（300点）
6	アプリの操作性	100点	<ul style="list-style-type: none"> ・操作性・アクセシビリティが高いか ・市民が活用したくなる魅力があるか
7	インセンティブ付与	100点	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の電子マネーを提示できるか ・上限設定など柔軟な付与ができるか
8	管理システム	20点	<ul style="list-style-type: none"> ・操作性が高いか ・利用者一人ずつの属性や活動状況を確認できるか
9	セキュリティ対策	20点	<ul style="list-style-type: none"> ・機能要件一覧に記載するセキュリティ対策が具体的に提示されているか ・提示されているセキュリティ対策は有効かつ十分であるか
10	運用保守	20点	<ul style="list-style-type: none"> ・研修体制・運用保守フォローアップが適切になされるか ・運用保守における改善提案（例：作業の自動化，要員の適正化）等がなされているか
11	効果分析	20点	<ul style="list-style-type: none"> ・アプリ導入による効果を分析できるか ・アプリで収集したデータの分析結果の提供イメージが提案されているか，それが魅力的なものか ・利用者のデータを出力できるか
12	広報	30点	<ul style="list-style-type: none"> ・アプリに関するチラシ・ポスターの制作や配布について効果的な提案となっているか ・市民向け説明会の実施において，現行制度利用者の移行が円滑に行われる提案となっているか
13	アピールポイント （独自提案）	200点	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務における独自の提案などが記載されているか。また，その提案は本市市民の健康増進及び健康寿命延伸に

			寄与するものか
--	--	--	---------

5 評価者

- (1) 価格評価・機能要件評価について、選定委員の同意を得る。
- (2) プレゼンテーション評価点については、選定委員が採点する。
なお、選定委員が出席できない場合は、原則として代理は認めず出席委員の評価による。

(別添)

企画提案提出書類一覧

項番	項目名	様式	留意事項
1	柏市健康アプリ構築・運用保守業務委託企画提案書（表紙）	様式8	・注のと通りの枚数範囲内か ・押印の漏れがないか
2	会社概要	様式9	・記載事項に記入漏れはないか ・認証資格等は全て記載しているか
3	見積書	様式10	・予定金額の上限額を超えていないか（上限額超過は失格とし、金額の訂正は認めない） ・押印の漏れがないか
4	見積金額内訳書	様式11	・総額（税込）が見積書（様式10）と一致しているか（一致しない場合は失格）
5	契約更新時の参考見積書	様式12	令和8～10年度の見積もりを記載しているか
6	データ移行時の参考見積書	自由様式	事業見直し等により受託業者を変更した場合のデータ出力等にかかる費用を記載しているか
7	スケジュール	自由様式	・実施する工程ごとに記載しているか ・提示するスケジュールは実現可能なものになっているか ・当市との役割分担を明示しているか
8	人員体制	自由様式	・構築、運用それぞれの人員体制図が記載されているか
9	機能要件一覧	様式13	・対応可否について記入漏れがないか（必須機能に△か×があると失格） ・代替案による場合は備考に詳細を記載しているか
10	アプリの操作性	自由様式	・以下の機能について、画面イメージ等を用いた分かりやすい記載になっているか ・歩数カウント画面 ・ポイント管理画面 ・イベント参加によるポイント付与画面
11	インセンティブ付与	自由様式	・付与できる電子マネーを2種類以上記載しているか ・ポイントを電子マネーに変換する流れを明示しているか
12	管理システム	自由様式	・以下の機能について、画面イメージ等を用いて記載しているか ・利用者のポイント獲得状況を確認できる画面 ・利用者の入力内容確認画面
13	セキュリティ対策	自由様式	・機密性を損なうリスクが具体的に想定さ

			れているか ・機密性を損なうリスクに対して有効なセキュリティ対策が示されているか ・可用性を損なうリスクが具体的に想定されているか ・可用性を損なうリスクに対して有効なセキュリティ対策が示されているか ・完全性を損なうリスクが具体的に想定されているか ・完全性を損なうリスクに対して有効なセキュリティ対策が示されているか
14	運用保守	自由様式	・研修体制，運用保守フォローアップ体制を記載しているか
15	効果分析	自由様式	・アプリ導入効果を計る分析を提案しているか ・分析結果の提供イメージを記載しているか
16	広報	自由形式	・チラシやポスターのイメージなど，啓発に関する提案ができているか ・市民向け説明会の実施に関する提案ができているか
17	アピールポイント（独自提案）	自由様式	・募集要領の7（1）ウを参考にアピール①・②を記載しているか

注1 用紙の大きさはA4またはA3，横書きを基本とし，用紙の向きは縦横，自由とする。

注2 提出書類中自由様式のものについては，表中の「項番」及び「項目名」を必ず表示すること。

注3 ページ数の制限について，項番6～8，10～17までの合計は，20ページ以内とする（A4を1ページとしA3は2ページとする。）

注4 項番10については，自社で作成した製品カタログ等も可とし，ページ数の制限には含めないものとする。

注5 項番10，12については，プレゼンテーション時に，実際の成果物様式の提示（デモンストレーションの実施）も可能とする。